平成２９年（フ）第８号
富山県高岡市宮田町６番28―308号　メゾンＪＰ
債務者　新井　聖子
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２９年（フ）第３１号
富山県射水市松木308番地
債務者　牧　美夜子
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２９年（フ）第３２号
富山県高岡市明野町１番９―103号　ジュアンあけの、前住所富山県高岡市五十里1911番地１
債務者　宮本　佳奈
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２９年（フ）第６３号
山梨県笛吹市石和町唐柏318番地５
債務者　渡辺　多美
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３３号
長野市上野１丁目1552番地22
債務者　山本　重幸
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第５９号
静岡県富士市本市場224番地の１　富士昭和ビルⅢ―506号
債務者　小菅　宏巳
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第２６５号
名古屋市中村区森田町２丁目２番30号　メゾニティ森田Ｎ棟201号
債務者　浅田　将揮
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２８８号
名古屋市名東区貴船１丁目323番地　サンハイツ柴田102号
債務者　小野田晴美
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４０７号
愛知県豊明市大久伝町南３番地４　ＥＩＷＡマンション306号
債務者　道原　春華
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３６号
滋賀県彦根市里根町191番地１、前住所滋賀県彦根市石寺町202番地
債務者　コクリョウＤＥＮＫＩこと　國領　昭一
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第９７号
兵庫県姫路市阿保甲61番地
債務者　本村　洋子
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第１２７号
兵庫県加古川市加古川町稲屋1035番地の３、従前の住所兵庫県加古川市加古川町粟津326番地の１　レオパレスⅠ―302号
債務者　藤原　慶太
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第１３４号
兵庫県姫路市西庄甲48番地　アメニティカーサ207
債務者　中川　寛太
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第３６号
鳥取県米子市錦海町２丁目５番５―301号
債務者　齋藤有紀美
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第５号
島根県鹿足郡吉賀町**樋**口475番地２　**樋**口団地202号、前住所山口県山口市嘉川3396番地３
債務者　遠藤　時廣
1　決定年月日時　平成29年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
松江地方裁判所益田支部

平成２９年（フ）第２３３号
広島県東広島市西条町助実23番地１　コーポ円城寺202号
債務者　岡本　圭示
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
広島地方裁判所民事第４部